



貝塚市

総合政策部 魅力づくり推進課
広報・シティプロモーション担当
藤木・遠藤
TEL:072-433-7059
FAX:072-433-7233

障害児通所給付費及び障害者自立支援給付費における利用者負担上限額等の算定誤りについて

このたび、当市子ども相談課及び障害福祉課において障害児通所給付費、障害者自立支援給付費の利用者負担上限額等の算定誤りがあったことを報告いたします。詳細については下記のとおりです。

記

1 事案の経過

令和7年12月15日、障害児通所給付費の算定作業を行っていたところ、利用者負担上限額の算定基準となる所得割額の計算過程において誤りがあり、本来よりも高い利用者負担上限額の決定をしている事案があることが判明しました。また、同様に算定作業を行っている障害者自立支援給付費においても誤りがあることが判明しました。

・利用者負担上限額 37,200円（誤）→ 障害児通所給付費 4,600円（正）

障害者自立支援給付費 9,300円（正）

実際の支払額（誤った上限額37,200円までの額）と4,600円又は9,300円との差額分

・年少扶養控除及び特定扶養控除を適用しなかったことによる多子軽減措置の適用誤り

2 算定誤りによる影響の範囲、規模

（期間）平成29年11月から令和7年11月

（対象者・返還額）障害児通所給付費 41名 約5,426,000円

障害者自立支援給付費 1名 63,978円

3 算定誤りの原因

平成29年11月にシステム導入及び改修を行った際に、適切な引継ぎ処理等が出来ておらず、現在まで年少扶養控除及び特定扶養控除を適用しないまま利用者負担上限額を決定しておりました。

4 今後の対応及び再発防止策

利用者の方々に多大なご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫びし、上記期間内において利用者がサービス事業所へ払い過ぎた額について、本市より全額返金いたします。また、事務処理手順の見直しと職員への再周知や複数職員による確認の徹底等、チェック体制を強化して、再発防止に努めてまいります。

【お問合せ先】

（障害児通所給付費について）
子ども部 子ども相談課
TEL : 072-433-7069
担当：平田、井穴、奥野

（障害者自立支援給付費について）
健康福祉部 障害福祉課
TEL : 072-433-7014
担当：西川、脇本